

令和7年3月三種町議会定例会会議録

令和7年3月14日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村眞
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	三浦保	企画政策課長	加藤登美子	
税務課長	石井透	町民生活課長	後藤一家	
福祉課長	近藤洋	健康推進課長	小松仁	
農林課長	小玉賢一	商工観光交流課長	清水秀文	
建設課長	児玉憲一	上下水道課長	嶋田修一	
琴丘支所長	鎌田誠	山本支所長	内藤英子	
会計課長	皆川和華子	教育長	藤田良博	
教育次長	牧野誠一	農業委員会事務局長	見上貢	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局長	池内和人
議会事務局長	畠山夏海		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3 号 令和 6 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 2 議案第 4 号 令和 6 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 3 議案第 5 号 令和 6 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第 6 号 令和 6 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 7 号 令和 6 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 6 議案第 8 号 令和 6 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 9 号 令和 6 年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 第 8 議案第 10 号 令和 6 年度三種町下水道事業会計予算の補正について
- 第 9 議案第 11 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 12 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 11 議案第 13 号 三種町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 14 号 三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
- 第 13 議案第 15 号 三種町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 14 議案第 16 号 三種町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 15 議案第 17 号 三種町牧野使用料徴収条例の一部改正について
- 第 16 議案第 18 号 三種町営住宅の設置及び管理に関する条例及び三種町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 19 号 三種町児童公園及び児童遊園地設置条例の一部改正について
- 第 18 議案第 20 号 三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 19 議案第 21 号 三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 20 議案第 22 号 三種町住民共助等運行事業条例の一部改正について
- 第 21 議案第 23 号 指定管理者の指定について（すいらんの館）
- 第 22 議案第 32 号 工事請負契約の一部変更について（山本中学校擁壁補修工事）
- 第 23 議案第 24 号 令和 7 年度三種町一般会計予算について
- 第 24 議案第 25 号 令和 7 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について

- て
- 第25 議案第26号 令和7年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26 議案第27号 令和7年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について
- 第27 議案第28号 令和7年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について
- て
- 第28 議案第29号 令和7年度三種町温泉事業特別会計予算について
- 第29 議案第30号 令和7年度三種町水道事業会計予算について
- 第30 議案第31号 令和7年度三種町下水道事業会計予算について
- 第31 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第32 陳情第2号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書
- 第33 陳情第3号 デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書
- 第34 発委第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について
- 第35 発委第2号 三種町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- て
- 第36 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和7年3月14日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（加藤彦次郎）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1．議案第3号「令和6年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番、森山議員。

8番（森山大輔）

すみません、何点かお伺いしますけれども、まず27ページの結婚祝い金が増額になっているようなんですけれども、これは婚姻数が想定を上回ったという理解でよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

そのとおりでございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番 (森山大輔)

当初、何件ぐらい想定していて、実際何件だったのかというのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 お答えします。

当初、10組程度を見込んでおりましたが、それによって3組程度増になると、3月末までで3組程度増になるのではないかとということで補正させていただきました。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

分かりました。これが事業の成果であれば非常に喜ばしいなと思います。

続いて、29ページの障害福祉サービス給付費も増額になっているようなんですけれども、この理由も教えていただけますでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (近藤 洋)

お答えいたします。

介護給付費や訓練等給付費など、障害福祉サービスの新規利用者の増加により増額させていただきました。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

サービスの利用増ということですが、これは利用者が増えたということでしょうか、それとも利用者1人当たりの利用量が増えたということでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (近藤 洋)

お答えいたします。

利用者数の増でございます。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

想定していた利用者と実際の利用者というのは、今お答えいただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
福祉課長。

福祉課長（近藤洋）

お答えいたします。

今現在の利用者数がおおむね180名でございまして、ちょっと想定していた利用者数につきましては、ちょっとお調べしてお答えしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

分かりました。よろしくお願ひします。

続きまして、33ページの定期予防接種のところも、かなり減額になっているようなんですけども、この減額の理由を教えてくださいませんか。

議長（加藤彦次郎）
健康推進課長。

健康推進（小松仁）

課長 お答えいたします。

一番大きな要因といたしましては、コロナワクチンの接種率でございます。まず、町といたしまして接種希望者に対して十分な予算を確保し、対応できるという体制で臨んでおりましたけれども、直近の状況でコロナの接種対象に対しまして16%程度の接種状況となっておりますので、それらを見越して大きく、まず減額補正したものでございます。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

ちょっと今の答弁の1か所を確認したいんですけども、接種率が今、想定されている方の15%ぐらいだったという、そういう答弁でよろしかったですかね。

議長（加藤彦次郎）
健康推進課長。

健康推進（小松仁）

課長 お答えいたします。

想定といたしますか、コロナの定期接種対象者は65歳以上及び60歳から64歳の特定の基礎疾患がある方ということになっておりますけれども、まず基礎疾患のある方の把握については、なかなか詳細が把握難しいところがありまして、まず65歳以上の対象者に対しまして十分な予算を確保していた中で、直近で約16%の接種率となっております。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。今、そのコロナワクチンの接種に関していろいろな情報があつて、多分皆さん接種したほうがいいのかどうなのか、悩んでいらっしゃる町民の方が多いのではないかと思うんですけれども、町としてはこの接種に当たって、どのような考え方でいらっしゃるのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (小松 仁)

課長 お答えいたします。

町といたしましては、高齢者に対しまして、まず65歳以上、先ほど申し上げた60歳から64歳の基礎疾患のある方については、国で推奨しているとおりの希望者に極力接種していただくというスタンスでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8 番 (森山大輔)

分かりました。

以上で私の質問を終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

ほかにありませんか。10番、清水議員。

10 番 (清水欣也)

最初は、まず5ページを開いてください。

5ページと、それから45ページを開いてください。

5ページの継続費の補正なんですけど、一番右の補正後という欄を見てください。

それぞれ6年度と7年度に、年割額があります。この中に、6年度、7年度のそれぞれ建築工事費が入っております。6年度では、この6億1,000万円のうちに3億7,100万円の工事が、校舎の建築工事が入っております。それから、7年度にも、この37億の中に25億の校舎の建築工事費が入っております。

それから、45ページであります。

45ページの学校建設費の右側の工事請負費、三角、これ5,800万円余ったと書いてありますけれども、校舎の建築工事費は逆に5,200万増えています。トータルで三角になったという、そういうことでございます。

そこで質問なんですけど、それぞれこれ3つに校舎の建築工事が入っておりますけれども、この中に、いわゆる外構工事もこの中に入っているようなんですけれども、どうして外構工事を別途一本化の契約をしなかったのか、全部建築工事本体になぜ含めたのか、それで1本の契約でなぜいったのかという、この理由についてお聞かせ願いたいということ。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

統合中学校の校舎棟等建築工事につきましては、令和5年度にいろいろ全員協議会等で内容についてご説明申し上げたところでございます、この中で校舎の外構につきましては、この建築工事の中に含めて行うということで説明申し上げさせていただいたところでございます。

その理由としましては、やはり建築工事費がかなり大きい額であるということと、工期が令和7年度でまず終了させなければいけないというところがございますので、ちょっとこちらを外構工事と分けますと、コストがまた上がりますし、さらに外構工事の発注時期にもよるかと思うんですけれども、分けた場合ですと、もしかすればまず7年度の完成が難しくなってくるのではないかなという懸念がございましたので、建築工事に含めた形での契約とさせていただいております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

工期に間に合わなかったおそれがあったから含めたというのは、これは皆さんの勝手な都合であって、それだったら最初から並行して実行すればいいだけの話です。あるいは、外構部分だけを別途延長してもいいわけですよ。それだったら皆さんの都合によって、そうしたということではないですか。全くそれは恣意的な発想ですよ。

それから、設計の経費が少なく済むということでしたら、テニスコートのところも、グラウンドのところの工事も、擁壁工事と一緒にやったほうがよかったですではないですか。そうしたら、ますます経費が少なくて済みます。

非常に皆さんは、自分たちの都合のいいような理由に聞こえてしょうがないんです。だったら、中学校の工期をずっと延ばせばよかったですではないですか。延ばせないとすれば、附帯工事の工事を別途契約して同時進行させればよかったですではないですか。それで済む話です。と思いますけれども、いかがですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

各工事まとめてということのお話でございましたけれども、今回の統合中学校の整備関係につきましては、まず大きく分けまして建築工事、それから土木工事ということで分けさせていただいております。校舎につきましては建築工事でございますので、かつ6年度、7年度の継続費をもつての2か年工事ということでございます。

また、土木工事につきましては、今ご指摘ありましたとおりグラウンド整備のり面保護工事、それからテニスコート駐車場整備工事、あと擁壁補修工事というふうに分けさせていただいたところでございます。この延ばせない理由というのは、ご説明してまいりましたとおり、財源のほうに合併特例債を見込んでおりますので、これが令和7年度までということでございますので、これの内ですることができるということが大前提で、この計画を組ませていただいたものでございますので、どうかご理解くださるようお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

清水議員、工事の契約議案に関しては、もう議決済みなんですけれども、契約議案に関しては、もう議決済みではあるんですが。

10番（清水欣也）

だから、そこに一本化したのはおかしいと、分けるべきでなかったかという話をしているんです。

なぜ私、こういうことを申し上げているかと申しますと、町にわざわざ舗装工事の場合は、舗装工事の場合の資格登録をした業者がいっぱいいるわけですよ。金額別、工種別に発注基準というのを町でわざわざ設けているんですよ、要綱をつくって。なぜそれをそのままやらないのかという。というのは、その登録された業者は、いずれこの工事で、いろいろな今工事が流れてくるもんだと思って待っているわけですよ。なぜかという、この町で公表したこのルールというのは皆分かっているわけですから、公表されているんですよ、これ。それを見ながら、自分たちは今こういう工事が来るだろうと思って想定しているわけですよ。

ところが、一本になってしまった。あれ、と思っているわけです。こういうちゃんとした立派なルールがあるんだから、それをなぜそのとおりにしないのかというのが今回の私の質問なんです。

町長、そこで、これ契約したから、あといいでしょうということのようですよけれども、これからひとつ、こういう場合は極力、こういう工事については別途取り扱って、業者の皆さんに選択の機会を与えてくださいよ。そういう考え方で、ひとつこれからの工事執行を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時19分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

ただいまの10番、清水議員の質問は、この補正予算の関連質問にして

も、ふさわしくないと思われますので、先ほどの質問は却下させていただきます。

続いて質問があるのであれば、挙手してください。10番。

10番 (清水欣也)

町にルールがあるから、そのとおりにやらなかったのはなぜかと聞いているのが、これが適しない質問ですか。この補正予算ですよ。そういう質問が、なぜ適しない質問でしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

議長 (加藤彦次郎)

会議を再開します。

10番、清水議員。

10番 (清水欣也)

工事が7年度で終わりたいから、建築工事、本体に含めたという、そういう理由はおかしいと私、申し上げているのです。ちゃんとした要綱が、ルールがあるんだから、それに従って執行して業者の要請に応えるべきだったと、そういうような意見でございます。これに答弁がないようですので、これでこの話は終わります。

それから、これ何とかならないものでしょうかという、そういう気持ちの質問であります。

17ページを開いてください。

財産売払い収入、物品売払い収入、50万、土砂となっているわけです。確かに物品、土砂は物品の範囲内に入るわけだけれども、ここに土砂と書いて50万、これ、どこの砂とか何立米とかと書かれないのでしょうか。木で鼻をくくったような言い方ではないですかね。それで、これ何立米だか分かりますか。どこの砂なんでしょう。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えいたします。

こちらは町の町有地、芦崎にある土地の土砂の売払いで、令和6年度では5,259立米の売払いとなっております。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

そのように書いていただきたいと思いますという質問です。

それから、19ページを開いてください。

雑入の雑入、19ページ。

秋田県後期高齢者医療広域連合、これが雑入、何の雑入なんですか。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えいたします。

これは秋田県広域連合に職員を派遣しておりまして、その人件費分の収入、雑入というか、広域連合が負担すべきものを町が人件費分として頂いているというものでございます。

議長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

それが広域連合ということ、分かるわけじゃないですね。

それから、23ページ。

財産管理費の23ページの役務費のところ、手数料ですよ。役務費、手数料。これ何の手数料なんですか。

議長 (加藤彦次郎)

暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

議長 (加藤彦次郎)

会議を再開します。

先ほどの答弁は保留します。10番、清水議員。

10番 (清水欣也)

それから、25ページを開いてください。

企画振興費、25ページの旅費、10万、普通旅費。普通旅費というのは何ですか、これ。普通でない旅費というものもあるんでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策課長 (加藤登美子)

お答えします。

普通旅費は歳出の名称ということになっておりますので、費用弁償だとか普通旅費だとかのくくりで、普通旅費という名称を使わせていただいております。

議 長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

これ行政用語ですか。便法上、使っている言葉ですよ、定額旅費だとか。会議出席旅費、視察旅費、何々委員会費用弁償なんて書けないのですか。この旅費は、誰に払う旅費ですか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 答えします。

企画振興費で、このたび減額しているものについては、脱炭素の研修のために職員が行く予定だったものが、行く研修がなかったということで減額させていただいている内容です。

議 長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

私、減額の理由を聞いていなくて、何でこういう表現で、もうこれで間に合わせているのかという話ですよ。私、今までに何回、4点申し上げました。まだまだありますよね。ひとつ、こういうのをしっかりと書いていただけないでしょうかという話です。まだまだいっぱいあります。というのが、質問であります。これ、総務課長ではなくて町長か助役、これ管理側の感覚ですよ。何とかならないものでしょうか、これ。

議 長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

答えいたします。

予算の説明書をもっと詳しくというご指摘と受け止めております。説明書きにつきましては、これまでも慣例により私どもも、このとおりでいいだろうなということで説明を書いて予算をご提案いたしておりました。ご指摘のように、もし分かりにくいということであれば、どのような方法がいいか、またちょっと機会を設けまして議会のほうと協議させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議 長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

たまたま書いているところもあるんですよ。だから、できるだけ分かりやすい、だって全然答弁できないような書き方があるではないですか。これではまずいですよ。大概、見ても分かるようなやり方で整理をしておいていただきたいと思います。これは、補正の質問としては適していますよね。

議 長 (加藤彦次郎)

先ほど保留されておりました手数料について答弁いたします。総務課長。

総務課長 (三浦 保)

先ほどの財産管理費の手数料の減額ですが、こちらについては水質検査等各種、それから貯水槽等の検査料の実績による減額でございます。

以上でございます。

議 長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

最後の質問です。単純な質問かもしれません。19ページを開いてください。

過年度収入、4,500万円ほどの臨時交付金が過年度収入されております。これ年度内に国からじえんこが入ってこなかったためなのかなと思いますけれども、この対応歳出がない。この何か、からくりというのは、ちょっと教えてください。

議 長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えいたします。

これは、令和5年度の物価高騰対策分に関する国からの交付金でございます。国からの物価高騰対策につきましては、令和5年度で概算でもらうという制度がなく、町で令和5年度実施した分を翌年度で精算してよこすという、そういう制度上のつくりになっておりますので、今回収入だけの予算措置となっております。

以上でございます。(「以上、終わります」の声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

先ほど、8番、森山議員の質問に対して保留されておりました答弁をいたします。福祉課長。

福祉課長 (近藤 洋)

お答えいたします。

障害福祉サービスの当初想定していた利用者数でございますが、170人ございまして、当初から10人の増となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議 長 (加藤彦次郎)

再質問はないですか。(「大丈夫です」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第3号「令和6年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第4号「令和6年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第4号「令和6年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第5号「令和6年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第5号「令和6年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第6号「令和6年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番、森山議員。

8番 (森山大輔)

1点お伺いしたいんですけれども、これ3ページの一番下、予備費になっておりますけれども、この予備費が増額になっているようなんですけれども、この理由を教えてくださいませんか。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (近藤 洋)

お答えいたします。

今回の歳出におきましては、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などの増額を計上させていただいております。それに対して保険料でありますだとか国県の負担金など、そういったもので充当しております。その不足分を予備費を充てたところでございます。

以上でございます。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

これ、では予備費から充当せざるを得ない状況だったという理解でよろしいですかね。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (近藤 洋)

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

分かりました。

以上で質問を終わります。

議長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第6号「令和6年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
日程第5. 議案第7号「令和6年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第7号「令和6年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
日程第6. 議案第8号「令和6年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第8号「令和6年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を

採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第9号「令和6年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第9号「令和6年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第10号「令和6年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第10号「令和6年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 11 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 11 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決さ
れました。

日程第 10. 議案第 12 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る
関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジ
タル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 12 号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便
性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成
基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決さ
れました。

日程第 11. 議案第 13 号「三種町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
及び三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とし

ます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第13号「三種町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第14号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第14号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号「三種町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第15号「三種町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、伊藤議員。

9番 (伊藤千作)

あまりなじみがないようなことなんですけれども、興行場経営許可申請手数料というのは、私方に分かりやすいように、何のことを指しているんでしょうか。分かりやすいように説明してもらえませんか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (後藤一家)

課長 お答えいたします。

この興行場営業許可申請手数料の改定ということですが、県のほうから事務の権限移譲を受けているものでありまして、具体的には映画館、音楽、スポーツ、演劇など、そういった施設を開設する場合、申請が必要なものとなってございます。

議 長 (加藤彦次郎)

よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第16号「三種町手数料徴収条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第17号「三種町牧野使用料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第17号「三種町牧野使用料徴収条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第18号「三種町営住宅の設置及び管理に関する条例及び三種町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第18号「三種町営住宅の設置及び管理に関する条例及び三種町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第19号「三種町児童公園及び児童遊園地設置条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 19 号「三種町児童公園及び児童遊園地設置条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 20 号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 20 号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 21 号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第21号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
日程第20. 議案第22号「三種町住民共助等運行事業条例の一部改正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第22号「三種町住民共助等運行事業条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
日程第21. 議案第23号「指定管理者の指定について（すいらんの館）」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第23号「指定管理者の指定について（すいらんの館）」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2. 議案第 3 2 号「工事請負契約の一部変更について（山本中学校擁壁補修工事）」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、追加上程いたしました議案第 3 2 号「工事請負契約の一部変更について」ご説明申し上げます。

議案第 3 2 号、工事請負契約の一部変更については、山本中学校擁壁補修工事について、当初設計と現場条件の相違により、設計変更の必要が生じたため、契約金額を変更するものであります。

この件につきましては、地方自治法及び三種町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により提案するものでありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、議案説明といたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 3 2 号「工事請負契約の一部変更について（山本中学校擁壁補修工事）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3. 議案第 2 4 号「令和 7 年度三種町一般会計予算について」から日程第 3 0. 議案第 3 1 号「令和 7 年度三種町下水道事業会計予算について」までを一括議題とします。

初めに、予算特別委員会より審査報告を求めます。予算特別委員長。

予算特別 （ 塚谷直樹 ）

委員長

予算特別委員会に審査を付託された令和 7 年度当初予算については、3 月 4 日と 5 日に分科会審査を、1 1 日に全体会審査を行いましたので、その結

果を報告します。

議案第24号「令和7年度三種町一般会計予算について」から、議案第31号「令和7年度三種町下水道事業会計予算について」までの8議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、議案第24号については意見をつけております。

別紙をご覧ください。

附帯意見。

議案第24号、令和7年度三種町一般会計予算について。

1、見積・精査を堅実に予算化せよ。

漁業振興計画策定業務の関係経費である報償費及び旅費について、計画検討委員の人数・人選、または視察先等の詳細が未定のまま予算化されている。そのため、当該予算が効果的に執行されるよう、計画策定に向けたロードマップを早期にまとめられたい。

2、債務の拡大抑制・計画的な償還を。

令和7年度一般会計予算においては、一般廃棄物処理事業債や学校教育施設等整備事業債といった多額起債により、地方債現在高見込額が大きく膨れ上がっている。これ以上の債務拡大を抑えるとともに、計画的な償還を進め、住民サービスの低下や将来世代に過大な負担を残さないよう財政運営に努められることを強く求める。

以上で報告を終わります。

議長（加藤彦次郎）

以上で予算特別委員会の審査報告を終わります。

それでは、議案第24号「令和7年度三種町一般会計予算について」から議案第31号「令和7年度三種町下水道事業会計予算について」までを一括採決します。

本8件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号から議案第31号までの8件は原案のとおり可決されました。

日程第31．陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書から日程第34．発委第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について」までを一括議題とします。

陳情付託委員会より審査報告及び説明を求めます。

初めに、総務政策委員会より審査報告等を求めます。総務政策委員長。

総務政策委員長（平賀真）

総務政策委員会に付託された陳情については、3月5日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」

の採択を求める陳情書」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第3号「デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書」については、ベーシックインカムについては各方面で議論されているところであり、賛否両論である中での判断は時期尚早と判断し、不採択とすべきものと決定しました。

なお、採択すべきとした陳情の趣旨の実現を図るため、発委第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について」を提出しますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

総務政策委員長の報告等が終わりました。

ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で総務政策委員会の審査報告等を終わります。

次に、環境厚生委員会より審査報告を求めます。環境厚生委員長。

環境厚生 (塚谷直樹)

委員長 環境厚生委員会に付託された陳情については、3月5日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第2号「「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書」については、夫婦同姓制度により不利益を被る人もいるという意見もあったが、現段階では、本町において夫婦別姓ニーズの高まりを感じられないため、国会の審議を見守るべきものと判断し、不採択とすべきものと決定しました。

以上で陳情審査報告を終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

環境厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で環境厚生委員会の審査報告を終わります。

初めに、陳情第1号に対する討論を行います。

原案に対する反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第1号「「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」

の採択を求める陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号に対する討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択ですので、原案に賛成者の発言を許しません。原案に対する賛成討論はありませんか。9番。

9番 (伊藤千作)

この陳情についてですが、世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本以外には見当たりません。各種世論調査を見ましても、選択的夫婦別姓制度を望む人が多数となってきました。陳情は不採択ではなく、採択すべきものだと思います。

以上です。

議長 (加藤彦次郎)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ほかに討論ありませんか。8番。

8番 (森山大輔)

それでは、原案に賛成の立場から討論を行います。

第1に、個人の尊厳と社会的影響について述べさせていただきます。姓は人格の一部をなすものであり、婚姻に伴い姓を変更することで、婚姻前の姓とともに、自身のアイデンティティーを失ったかのように感じ、深刻な精神的苦痛を覚える方が多数いらっしゃいます。

また、婚姻前に築いた社会的信用を姓の変更によって失うなど、社会的損失を被る方も少なくありません。このように、夫婦別姓が認められないことで、多くの方が深刻な不利益を被っているのが現状であります。一方で、夫婦別姓を認めることで不利益を被る方は一人もおられません。

第2に、家族の結びつきについての懸念について申し上げます。夫婦が異なる姓を名のることで、家族の結びつきが失われるのではないかという意見がございます。

しかし、全ての国民に夫婦同姓が義務化されたのは、今から127年前の1898年であり、それ以前の日本社会においても、家族の絆は問題なく維持されてきました。さらに、世界を見渡しても、日本以外に夫婦同姓を義務づけている国は存在せず、それによって家族の結びつきに問題が生じているわけでもありません。

第3に、国内、国外世論と社会の公平性についてです。世論調査において

も、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する意見が多数を占めております。また、国連の女性差別撤廃委員会が4回にわたり日本政府に対して制度の見直しを勧告していることから明らかなように、現行制度は結果として女性差別につながっており、人権救済の観点からも早急な改善が求められています。現行制度の下では、圧倒的多数のケースで女性が夫の姓に変更しており、著しい不平等が生じています。本陳情を不採択とするようであれば、若い女性の多くが町を出ていく現状は変わらないことと思います。

こうした問題を解決するために、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入が必要であります。本議会としても、本陳情の採択を通じて人々の多様な選択を受け入れる寛容な社会の実現に寄与するとともに、制度の導入を後押しすべきではないでしょうか。

以上で討論を終わります。議員各位のご理解とご賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（加藤彦次郎）

ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第2号「「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、この表決は起立により行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（加藤彦次郎）

お座りください。

起立少数です。よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第3号に対する討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択ですので、原案に賛成者の発言を許します。原案に対する賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第3号「デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、この表決は起立により行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。本件

を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (加藤彦次郎)

起立なしです。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、発委第1号に対する討論を行います。原案に対する反対討論はありますか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について」を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第35. 発委第2号「三種町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」を議題とします。

議会運営委員会より提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営 (清水欣也)

委員長 発委第2号「三種町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整理のため、地方自治法第109条第6項及び第7項の規定によって本議案を提出して、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議くださるよう、よろしくお願いをいたします。

議長 (加藤彦次郎)

議会運営委員長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありますか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第2号「三種町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第36. 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年3月三種町議会定例会を閉会します。

午前11時20分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加 藤 彦次郎

三種町議会議員 畠 山 勝 巳

三種町議会議員 三 浦 敦

